

## 平成 21 年 2 定 環境農政常任委員会

### 服部委員

議案の少なくとも何点か伺います。

一つは、農地リースなど法人参入支援事業について伺いたいと思っています。

過日も担当課長さんと一緒に西湘方面の参入企業のところにお邪魔をさせていただいて、その状況、御苦勞を果たしている役割等を伺ってまいって本当に大事な施策だなということを感じました。これが定点的ではなくて、定点がネットでつながって大きく施策が推進するように新年度も引き続き頑張っていたきたいと、そういう思いを込めて2番目に質問をさせていただきますという予定ですが、時間的にどうなるかは分かりません。

1番目は、知事の基本的な姿勢について簡単に伺っておきたいのですが、今定例会にはたくさん条例が出ているところで、本当に内容的にも県民の命、産業の命、神奈川を踏まえた日本社会の温暖化対策という意味での命、生命線、これらを預かる指針を皆様方が提案権に基づいて条例を出されておるところです。

そこで、知事がそういう提案権を行使してやっていることですから、それ自体が大変大事なことだろうと思うのです。知事が、本定例会でももちろん提案説明でそのことを述べておられますが、その上で、ある会合で言ったことがあります。2月6日でございますが、知事はある新聞で、書き出しはこうです。「本気です。政治生命をかけようと思っています。」と述べています。その政治生命をかける中身は、今定例会に上程されている公共的施設における受動喫煙防止条例（仮称）の制定への決意を改めて示唆したということです。このごあいさつは、知事が、心からお願いがあるということで切り出したと、このように新聞には報道されております。この記事の読み方、受け止め方ですけども、私たち県民の代表ということで、議会を合議体ということで形成させてもらっているわけで、私はその一員であるわけでございますが、何だかちょっと不自然に感じたことがあります。僕は、環境農政常任委員会の委員として、地球温暖化対策推進条例案を審議する立場です。中身的には今、審議している最中でございますが、この重要性、よって来たる経過を踏まえても、こんな大事なものは無いというふうに県民は思うだろうと。

その提案権を持つ知事が、このように特徴的に、一つの条例に命をかける、政治生命をかけるという発言について、私たちは、合議体としてこれ以外のものも審議する立場として、どうこれを受け止めるのかというふうに一瞬思いました。考えを巡らす基点を私自身がどこに置くのかと。合議体ですから、議会のルールでどこかの委員会に所属しなければいけないことになっています。どこにも所属していないという議員はいないわけですから。私は環境農政常任委員であるからして、地球温暖化対策推進条例が一番大事だというふうに言っているわけではございませんが、複数の条例案を提案した知事が特定の条例案を名指して、そこに政治生命をかけるということについて、どのようにこれを受け止めていくのか。上程した条例案にプライオリティーを、優先順位を知事自身が付けていらっしゃるのかどうか。これはだれに聞いたらいいのか、ちょっと分からないのだけれども、皆様方はこれを推進する側として、地方自治法によれば首長の補助員というふうに出ております。大切な補助員の役割なくして、知事もその全能的な力を発揮することができない。苦慮するのは、その関係だろうと思います。

したがって、部長だったら部長の心意気だとか、そういうものもあるだろうし、または政策会議というのものもあるわけでございますので、そういう様々な機構が知事の権限行使に当たって設けられている中で、条例間に優先順位を付けたというふうに皆様方は受け止めましたか。僕らは、何でこうやって優先順位を自然と付けられてしまうようなことになる発言をするのかなといぶかっているのですが、皆様方はいかがでしょうか。ここまで何年

間か条例制定の準備をやってきて、ここで一番に挙げてくれなかったと。受動喫煙防止条例には命をかけているのだけれども、おれのところの条例には命をかけないのかと。僕が部長であったら、そう思う。担当課長だったらそう思う。何なんだ、これはと。率直な感想をまず伺っておきたいと思います。

#### 環境計画課長

先日のこの委員会におきまして、委員の方からも緊急経済対策とこの地球温暖化問題、どちらが大事かといったような趣旨を背景にした御質問を頂いたように思います。そのときにも、私どもこれは優先順位を付ける、天びんにかける問題ではなくて、それぞれに問題の様相、局面がある。この中で、この地球温暖化問題が次の世代にツケを回すような点がございしますので、是非これを私どもの世代にできることから始めさせていただきたいということで、お願いをさせていただいたところでございます。

私は平成19年度に環境計画課長になりまして、そのときにはもう既に、平成18年度に検討委員会が発足しておりましたので、この温暖化対策推進条例をつくるといういろいろな議論が始まっておりました。ただ当初は、平成19年度中の制定を目指すというようなお話になっていましたので、その辺について就任したばかりでございましたが、知事にその辺のことについてお話をさせていただいたことがございます。非常に義務的なことを利用者の方にお願ひする。またこの問題の重要性というものを広く皆様に御理解いただきながら、神奈川県共通のルールとして脱温暖化社会づくりのルールをつくらせていただきたいと知事にお話をする中で、必ずしもその1年間だけではなくて、もう少し時間をかけてじっくりとつくってもいいよというようなお話がございました。そして、去年のふれあいミーティングによれば、知事の方から是非これを県民と語り合うためのテーマにしたいということもお聞きしたところでございます。知事自身の気持ちの中に、いろいろ順位みたいなものがあるのか私どもは分かりませんが、しかし、この温暖化問題が知事として非常に県政の中で重要な位置を占めている課題である。この条例を通していくことは、本当に恐らく政治家としても知事としても大事だというふうに受け取られているのだろうというふうに今推察をしたところでございます。

#### 服部委員

それはそれとして、明らかにこの記事には受動喫煙防止条例以外は出ていない。これに知事が政治生命をかけようと思っていると。優先順位を付けたことは明らかだ、これは。提案者だから優先順位を付けるということは自然にあるかもしれない。でも、提案している限りにおいては、それはあってはならないというふうに思います。どれもこれも、県民から見ても、条例になって出てくる課題というのは、平等で普遍的で、みなレベルは同じくらい大事です。それを優先順位を付けたとしか言いようがない。そういう発言ということは、本来の趣旨がどの辺にあるのか。条例として議会に提案するというのに、もう既に優先順位を付けて自分なりに差別をしているのか。きちんと全部議会から賛意を得て、県民に答えていこうとしているのかというようなことが、この発言の限りでは受け止められないのだけれども、これはどうやって確認したらいいのですか。こんな差別をしているような、優先順位を付けているような提案者の視線を感じながらここで議論していくというのは、何とも歯ぎしりする思い、切歯やく腕。または、知事だって特別職なのだから、どういうことなのか。優先順位を付けたのか。どういう意味で付けたのか。価値的に優先順位を付けたのか。知事の政治姿勢として優先順位を付けたのか。はっきりさせてもらいたい。この委員会として。

#### 環境計画課長

こういった様々な政策課題に対して、私ども職員といたしましては、それが本当に県民のために必要であれば真しに受け止め議論させていただき、また様々なお話もお聞きしながら案をつくらせていただく、本当に真しに取り組ませていただいていたと思っております。また常任委員会におきましても、この常任委員会に付託されているテーマについて、私どもは最初に常任委員会にお話をさせていただきましたのが、一昨年(2019年)の12月で、これは検討委員会の審議状況ということで御報告をさせていただきました。その後、委員会の中間案、それから最終案の報告もお願いいたしまして、その後、骨子案、素案というふうにご議論いただきまして、その課題そのものに重要性があれば、確かにそのときの状況、状況で優先順位というのは変わりますし、またそれぞれの委員の皆様方、議員の皆様方なりに受け止めはそれぞれはあろうかと思っております。それが重要な政策課題であれば、私ども職員としては知事の指示にしたがって真しに政策を進めさせていただき、御提案をさせていただきというものだというふうにご考えております。

#### 服部委員

要するに、知事が本定例会の提案説明で各条例の重要性について、しっかりと述べているわけです。にもかかわらず特定の会合で、また提案した条例案の中から特出しして一つの条例案に命をかけるといっているのです。命をかける、政治生命をかけるということは半端ではないです。そのことを否定するわけではないです。言葉のあやをとっているわけではないけれども、ちょっと言い方もあるでしょう、ということもあるわけです。だから、この際、ちょっと言い方があるでしょうということを横に置いて、ほかのところもそれと同じですねと、気持ちを確かめるのは当たり前でしょう。知事に聞いてきてよ。

#### 環境農政部長

ただいま予算も含めて、大変重要な議会、大変重要な質問をいただいているところです。そうした中では、温暖化条例というのは、環境農政部としては大きな条例の提案をさせていただいております。知事の思いのお話もございましたけれども、先ほど環境計画課長が御答弁いたしました、昨年の正月、年頭の知事の記者会見でクールネッサンス宣言をさせていただきまして、温暖化の問題については、条例もつくりながらですが、直ちにできることから取り組んでいこうということで、同時並行で進めさせていただいております。あるいは昨年度、今年度と知事の政策案等の中でも予算を重点的に配分していく。あるいは将来の温暖化への非常な貢献度が期待できる電気自動車等について先ほど来も質疑がございましたけれども、限られた予算の中でかなり力を入れた予算を組ませていただいたということで、その辺りは知事とも査定等のことで議論をしております。神奈川県政は非常に幅広く課題がたくさんございます。これは事実でございますけれども、温暖化についても知事の県政の最重要課題の一つという認識の中で進めさせていただいております。委員のお話につきましては、また後ほど知事の方にもこういう御意見があったことはお伝えさせていただければと思っております。

#### 服部委員

御答弁いただいたのですが、大切なのはそれだけではないということであれば、こういう表現というのは、第三者の記者の方が書いたわけですから、録音テープではないので分かりませんが、やはり配慮が必要だと思います。ここの会合も神奈川県幅広の公共の利益を考える人たちの集まりであるわけですから、ほかにも温暖化条例、犯罪被害者等支援条例、自治基本条例、四つまではいかないにしても複数ということ。それぞれに千秋の輝きがある。つまり、提案権を持っている立場として一つ一つの議会に政治生命をかけるというのが、バランスある態度の表明だろうというふうにご思います。そういうことも合

わせて詳細にお伝えしてください。その辺の知事の反応として、そんなこと文章からくみ取れないのかというものなのか、分かったというものなのか分かりませんが、その後、どうしてくれるのですか。

環境農政部長

ただいまのお話も含めて、知事に後ほどお伝えさせていただきます。

服部委員

それでは、質問を続行いたします。

本当に大事な条例案だということは各委員のお話を伺っていてしみじみとそう思います。時間がないのでなかなか深くお聞きできない部分もございますが、1回目の質問を踏まえて何点か伺っておきたいと思います。

この条例案は、総則のところこう書いてあります。「神奈川環境基本条例の本旨を達成するためにこの条例案を考えた」と、これが目的になっています。環境基本条例の本旨を達成するために、それぞれの立場の責務を明らかにしたいということです。これが書いてあります。それで、環境基本条例を読みますと、既に内容は御承知でしょうけれどもこのように書いてあります。事業者の責務として「事業活動を行うに当たっては、環境への負荷の低減に努めるとともに、公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずるように努めなければならない」というふうになっております。条例の概要、目的については、もう皆様方の周知のとおりです。

ここで、私が伺っておきたいのは、この環境基本条例と今回の神奈川県地球温暖化対策推進条例との関係でございますが、今、御紹介した範囲では、この地球温暖化対策推進条例は環境基本条例のある意味では個別法になるのかなというふうに受け止めているのですが、その受け止め方でどうございましょうか。

環境計画課長

委員おっしゃるとおり、環境基本条例は基本法、私どもの環境問題についての基本法、今回の温暖化条例はその個別法というふうにとらえています。

服部委員

ということであれば、今回の地球温暖化対策推進条例というのはその中身において、それぞれで掲げる課題についての数値目標とか、様々なものにおいて非常に具体性を要するようになっていくと思いますが、いかがですか。

環境計画課長

条例は一定の期間、普遍性を持つといいますか、目標とされるものでありますので、個別の数値等を条例の中に入れるということは例が少ないのではないかと思います。今回は地球温暖化対策計画という県の温暖化対策についての計画を盛り込むことを条項に規定いたしまして、その構成内容の中に中長期的な削減目標を設定すると。このような形でCO<sub>2</sub>の削減目標と取組を位置付けてございます。

服部委員

次に、他県の状況というのは8都県でよろしいですか、同種の条例の施行状況については。

地球温暖化対策担当課長

温暖化に特化した条例ということで施行されておりますのは、7団体というふうに承知しております。

#### 服部委員

特化ということは、神奈川県は環境基本条例があるけれども、今いった個別条例として特化されていると。7団体すべてそういう状況ですか。

#### 環境計画課長

すべてについては把握してございませんが、基本的にはそのような構成になっているというふうに理解しております。必要であれば確認をとらせていただいて、御報告をしたいと思えます。

#### 服部委員

それでは、本県の個別法とも言える条例について何件か、条例案から伺っておきたいと思えます。

一つは、第14条でございますが、第14条の冒頭でございます。事業活動温暖化対策計画書を提出した事業者、これについての確認なのですが、この方は提出した事業者で、後段17条では計画書提出特定大規模事業者という文言もあるものですから、14条で言うところのこの計画書を提出した事業者の幅を説明してください。

#### 地球温暖化対策担当課長

14条で規定しております地球温暖化対策計画書を提出した事業者といたしますのは、具体的には義務化をされております年間のエネルギー使用量が1,500キロリットルを超える事業者、若しくは100台以上の自動車を使用する事業者、これが提出を義務化をされております事業者でございます。これと併せまして、義務化がされていない中小事業者のうち、任意に計画書の提出をした事業者というふうにとらえています。

#### 服部委員

そうなると思えますが、初耳でした。

それで、任意で提出する、したがって提出しなかった人、した人がありますが、そういう方々が当該事業活動温暖化対策計画書に記載された事業活動に伴う温室効果ガスの排出の状況を記載した報告書を作成し、規則で定める日までに知事に提出しなければならない。これは毎年ですか。

#### 地球温暖化対策担当課長

そのとおりでございます。

#### 服部委員

私が心配しているのは、今回、義務化がされる対象である大規模対象事業者というのは、知事の代表質問に対する答弁でも、おおむね800から900とされています。つまり、28万事業所から800を引いたら、やはり28万です。理論的には、そういう多くの人たちが対象外になってくるわけです。したがって、これはこういうふうに網を掛けた形で良いのか、大規模対象事業者以外の事業者は、本人たちも自覚を持たないでしようし、どうやって徹底していくのか。つまり、おおむね900社の大規模対象事業者の外輪にいる人たち。年間原油換算で1,500キロリットルを使うという事業が対象。ではその直近の1,400、1,300で1,000と、または900という人たちも、次はおれたちも頑張って1,500キロリッ

トルになってしまうかもしれないから、対象になるかなという緊張感がある。またコンプライアンス、企業が社会的に果たす責任も多くて、小さい会社だからコンプライアンスが少ないという意味では決してございませんが、こういうノウハウがいろいろあるわけです。理論的には28万社まで広がるわけ。その辺はどういうふうを受け止めて、皆さん方は定義をして効率あるものにしていくのか。小さなところの会社だってその気になればその気になるわけですし、現時点でのお考えはどうなのですか。これは運動論として、今、普及という観点から考えれば、この28万社、理論値では全事業所です。でも、それはそうはいかない。そうあるべきだけれども、そうはいかない。この辺の整理の仕方、条例を読む側からの受け止め方を踏まえてサジェストしてください。

#### 環境計画課長

まず条例による義務化の対象になります大規模事業者につきましては、私ども、省エネルギーセンター等の調査の中から規模のある事業者であっても、例えば省エネ法に基づくエネルギー管理がまだ不十分なところもあるせいか、省エネ診断の実施を行っていないというようなところもあるということをご把握してございますので、まず1,500キロリットル以上の大規模事業者については義務的にお願いいたします。それ以下の例えば1,400、1,300というふうなところにつきましては、実はこの省エネ法が1,500というところで、一つのすそ切りをして把握をしていますので、もしそこのところにターゲットを当てて条例の対象にしていこうということになりますと、それぞれのエネルギーの使用量について計測をしていただき、それをまた県に提出していただき、その結果として1,300を超えたとか1,400を超えたとかというところで確認し直して、計画書の提出をお願いするということになります。これは、そういった事業者まで意味で負荷をかけるということになりますので、1,500キロリットル以上のところで、まず私どもはお願いをしていきたい。

しかし、任意制度で任意の計画書制度を設けましたのは、そういったところであっても様々な改善をしたいというところには、計画書制度をつくるためのサポート、例えば省エネ診断士の派遣であるとかそういうサポートを行い、また運用面での設備投資を伴わないCO<sub>2</sub>削減対策もございますので、そういったものもアドバイスしながら、中小規模の事業者に対するサポートも行っていきたい。このような二段階の構造で今回は設計をさせていただいたところがございます。

#### 服部委員

やはりその辺のところを、もっと綿密に組み立てる必要があるというふうに思います。大規模事業者というのは、それまでの省エネ法の施行の流れの中で、もうノウハウが身に付いているわけです。国にも報告している。実際問題、そういう省エネルギーの活動をしてきた効果も出てきている。それが産業部門の伸び率が高いといえども、あの状況で収まってきていることが成果の一つにも私はカウントされて、これまでの取組を評価すべきだというふうに思います。

それで、もう一つは今、1,500キロリットルという話が出ましたけれども、それ以下の人たちというのは大変なわけです、これは。したがって、今企業を取り巻くこういう経営状況の厳しさ、省エネ法でもって決められている第一種エネルギー管理指定工場も第二種も大変だと。赤字経営も報告されている。そういう状況です。それが、皆様方の仕切りでいけば、この第一種、第二種以外のところも今回は多数対象になってくるわけです。知事は900と言っているわけですから。一種、二種を合計したからといって、先ほどの御答弁では確か336とか、336に276で約600ちょっと。だから、ここでも300の違いが新たに加わってくるわけです。

だから、そういうところが厳しい経済状況の中に立たされているということなのです。

それは前回、言いましたけれども。こういう厳しい経済環境、景気の谷間が深い。その深い谷間も、どのくらい深いかと云ったら世界的な不景気の中で築かれた谷だから、日本の自助努力が足りないからと云って、出来上がった日本的な景気の谷間とちょっと訳が違うわけです。どこに行ったらこれは脱出できることになってくるのかと云った、そういう中で大なり小なり1,500で切ろうとされておりますが、大変な負担をかけてくることは間違いない。死ぬか生きるかでやっている企業にとってみては、これらをどうやって導入していくかという計画をつくる段階だからと云ったって、皆身が細る思いです。これはなおかつ毎年、報告しなければいけない。対象企業であったら当然、対象でなくたって全員、性善説に立って、本当に大変それぞれにやるようですが毎年やらなければいけない。金もない。しかし、一度は立ててみた。当局の御答弁だと、実にその企業が設備投資をやるときに一助としてこれを加えてもらいたいという答弁が、この間ありました。その設備投資すら、今できない状況だというのは御存じでしょう。タイミングが、全然この条例を施行する経済的な環境にはないと思うのですが、県内の景気動向を踏まえた上で、この条例は少しこの辺のタイミング的配慮に欠けるのではないかということについてのお考えを伺っておきたいと思っております。

#### 地球温暖化対策担当課長

委員のお話のとおり、現在の景気状況は、非常に厳しいものがあるというふうに認識をしています。しかしながら、温暖化対策は非常に急速に進行しております。このまま対策をとらずに放置すれば、地球規模での気候変動に伴う極めて深刻な影響が予測されるというふうに指摘されております。その影響の大きさ、深刻さから見て、この問題は人類の生存基盤にかかわる早急な環境問題であるというふうに認識しております。

長期的な対策が求められる温暖化対策に取り組むために、私どもはこの条例の制定を今回、提案させていただいております。景気変動に伴う景気の拡大、縮小という短期的な取組ではない、もう少し長い目を見た対策というのが非常に重要であるというふうに私どもは感じておまして、こういった景気の状態でありますけれども、しっかりと取り組んでいくべき対策であろうというふうに基本的には認識いたしております。

加えまして、私どもは、この事業者計画書制度につきましては御議決をいただいた後、施行は更に先、平成22年になってからの施行というふうに考えております。具体的にその後、3年ほどの計画期間の中でそれぞれの事業者の方々がそれぞれの事業者の状況を踏まえながら対策を立てていただく。具体的な対策はそういった3年先、4年先の段階で立てられるものを御検討いただくというタイムスケジュールになってまいります。そうした柔軟性もこの制度の中には十分に加えた制度設計とさせていただいておりますので、この条例、景気の状態等々を十分に私どもは踏まえた上での御提案というふうに御理解いただきたいと思っております。

#### 服部委員

ですから、これは個別法なのかということをお頭に聞いたのです。こんな長期をねらったものというのは個別法なのか。であったら、環境基本条例の中であらかた今の条例案の骨子を入れ込んで、あとは規則とか運用でもって、サテライト方式でくまなく更に細部にわたってやっていった方がいいのではないですか。いかがですか。

#### 環境計画課長

環境基本条例は基本条例でございますので、例えば環境保全条例、廃棄物対策条例、様々な個別条例全体を集約するものとして制定させていただいております。温暖化という一つの明確な目的につきましては、この温暖化対策設置条例の中でまとめさせていただい

て、御提示するときは県民の皆様、また事業者の方々も分かりやすいのではないかというふうに考えております。

#### 服部委員

個別法というのは、やはり具体的でなければいけないと思います。だから、その点で私はちょっと素直に受け入れられないのです。

それでは、本条例については細部にわたって読ませていただきましたが、本条例で本当にCO<sub>2</sub>の排出量は減るのかどうかお答えください。

#### 地球温暖化対策担当課長

この条例、大きくは三つの計画書制度等を合わせまして、条例後半部分におきましては各主体の取組を努力規定として、様々な分野にわたる規定を置いております。条例全体として長期的な視点を持ったルールとして、各事業者の方々、あるいは県民の方々、それから県、そういった主体がこれから温暖化対策に向けてどういった取組の方向性を持っていくのかということをお示ししたルールのものというふうに理解しております。

その中で前半部分は三つの計画書制度で具体的に各事業者の方々をお願いをする制度を盛り込んでおります。後半部分につきましては、そういった努力規定を持ちまして皆様方にこれから取り組んでいただくものをお示ししておりますので、全体としての効果というものはず私どもこの条例を御議決いただいた後、来年度に策定させていただきます計画の中で、また様々な施策と連携した取組をお示しをさせていただきたいと思っております。その際、県民や企業の方々に改めてまた御意見を頂きながら、そういった施策的な展開を図っていきたいというふうに考えております。そういった条例として御議決いただいたルールとしてのものが一つできるということは、私は非常に効果のあるものになるというふうに考えております。全体としての取組をみんなで進めていくのだという県の姿勢というものも、しっかりとこの条例を議決いただくことによってお示しできるのではないかと。それが大きな効果になるというふうに私は思っています。

#### 服部委員

私の質問は、要するに、この条例でCO<sub>2</sub>の排出量が減るのか減らないのかということを知りたいのです。条例が議会を通過した後の当局の御努力を聞いて、それに期待するという答弁はあってもいいのだけれども、質問の趣旨とは違っているのですが。

#### 環境計画課長

まず、先ほど次長のお話にもありましたように、計画や施策で進めてきたところが結果的に今、抑制ができていないという状況もございまして、ここで義務的なものを含めまして条例を制定させていただきたいというふうに考えているところでございまして、ある程度予測可能な部分といたしましては、この計画書制度の部分かと思っております。このことにつきまして、先行自治体で計画書制度によって、どの程度の削減効果があったかということを少し調べましたところ、大体1年から2年で3%から4%程度の削減効果が示されております。これがそのまま神奈川県に当てはまるかどうかということにつきましては、まだ不確定でございまして、そういった可能性のある制度だというふうに認識をしております。

#### 服部委員

課長さんが私の質問を取り違えているのですが、どうしてそういうふうにお答えになるのですか。この条例は、全部お読みになったでしょう。この条例によって、排出量は減る



のですか、減らないのですか。今のお話は、それは分かるのです。この条例によって対象となった計画策定義務を負った企業が、それなりにその計画に基づいて頑張る。減らすということを前提として立てた計画だから、減ってもらわなければ困る。私が言ったのは、そのこと自体ではないのです。いいですか、この条例と言っているのです。この条例の中で、計画策定義務の対象となった企業が出すところの排出ガスが、減るんですかと聞いているのではないのです。どうなんですか。全体の排出量が減るのか減らないのか。それを聞いているんです。

もし環境計画課長の答弁を優先させるならば、そのグループで今まではこうだった、条例制定後はこうなるという答えであったらまだ分かるけれども、このグループは他県の例では3%から4%排出が減っているからという形では、私の質問の趣旨の答えになっていないのです。これは一番大事なところなのだから、私の質問の精査をして、部としてのきちんとした答えをください。この条例で、減るのか、減らないのか。簡単な質問をした。みんな県民はその答えを待っている。特に法人はそれぞれ負担が伴うのだから。さっき言った国際的につくられた景気の谷底にいる人たちが、その中でも、条例をつくろうという行政の皆さんの心意気を感じて、賛同する人もいるかもしれない。今は大変だから、待ってほしいという人はいないかもしれない。いずれにしてもそういう人たちを対象にしているのだから、この条例の果たす役割は大きいし、通れば通ったで期待感もあるし、ちゃんとしたことを県民にお知らせする義務が皆さん方にはある。ここで苦勞する法人県民の人たちにとっても、そういうことが必要であると私は申し上げている。大規模事業者だけについて報告してくれといっているのではないのです。だって10%減らすのも、これをやるのは大規模事業者だけでやるのではないでしょう。この条例がこうやって全体の排出量を減らせるのですか、減らせないのですかと聞いているわけです。

#### 環境農政部次長（環境技術担当）

数字的に、この分野がこれだけ減るといふ明確なものは持ち合わせておりません。ただし、この条例の様々な仕組みを通して、あらゆる分野、それは家庭を含め、あるいは運輸の分野を含め、すべて一定の方向に働き掛けることがこの条例でできるというふうに考えていました。そういう意味では、減るか、減らないかは、はっきり明言できるものは現段階を持っておりません。

#### 服部委員

だから、課長と次長で答弁が違うではないですか。さっき環境計画課長は、条件を付けたとはいえ、3%か4%減るとおっしゃったではないですか。それで、次長は分からないとおっしゃった。

#### 環境農政部次長（環境技術担当）

全体でどうなるかという部分について明言できないということであって、それぞれ計画書制度というものは先行の事例がございますから、それはそういう部分である程度期待する数値は先ほども申し上げたような数値の期待はしてございます。

#### 服部委員

環境計画課長さんがおっしゃった数字は、期待をしていらっしゃるということですね。この条例については、何もその3%、4%減らすために頑張る企業だけではないわけです。少なくとも三つの計画書制度があるわけですから、三つの制度を中心としてこの条例全体ができていくわけですから。それを通して排出量が減るのですかという、この条例の命運がかかっている質問をしているのです。簡単な質問ですけれども。減るんですか。減らな

いんですか。

#### 環境農政部次長（環境技術担当）

温暖化問題というのは経済的な部門、あらゆる産業が相互にかみ合っているということがありまして、最終的に明確に減るか減らないかというのは、国の一つの制度の中で、先ほども申し上げましたけれども、国全体で例えば分野別にキャップをかぶせ、あるいは大手の企業に対してキャップをかぶせ、場合によっては県民生活にあってもキャップをかける、トータルに。そういうような大きな仕組みになると、明確に日本全体のCO<sub>2</sub>を減らすということが可能であろうと思います。私どもは地方としてできることはそういう方向にすべての分野に働き掛けをする。これが役割なわけです。

#### 服部委員

それはさっき次長が、ごあいさつでおっしゃっていました。キャップ・アンド・トレードが必要だと。計画書の作成で神奈川県においてはキャップ・アンド・トレードができないから、それは僕が文面からいってねじ込んだ言葉ですが、キャップ・アンド・トレードを語ったときに、これは神奈川県においてはしないから、そのないことを補うので計画書の作成というのは意味があって、それ自体が第一歩の前進だという趣旨のことを言っていました。ということは、キャップ・アンド・トレードというのは、神奈川県環境農政部としては必要だと思っていられさるわけですね。この条例は、キャップ・アンド・トレードの補完だと。そういう答弁のごあいさつでした。

#### 環境農政部次長（環境技術担当）

今考えられる手法としては、国全体でキャップ・アンド・トレードという制度を導入する。これは不可欠であろうというふうに私は判断しているし、恐らく部長もそう判断していると思います。

#### 服部委員

であったら、もう少しキャップ・アンド・トレードについて前向きでなければ駄目です。ここでは時間がないから2点ばかり絞り込むけれども、まず、キャップ・アンド・トレードに絞り込んで、八都県市のサミットをやった方がいいです。知事に言ってください。これで先ほどの点と合わせて、知事に話をする点は二つ目です。

もう一つは、次長のお話の前段でも、いろいろな細かなことについても課題があります。それらについては私はなかなか目標値を立てにくい。キャップ・アンド・トレードができないことには、解決の方向に国が立てた政策、都道府県が持ち得る目標値、それらについてはキャップ・アンド・トレードが最後のかぎになるという可能性も多々あるから、次長もおっしゃっていると思う。でも、今、前段階でやっている。だから、先ほどのごあいさつでそれができないことを補う形でこの計画書があるというふうに本当におっしゃった。したがって、今回の条例というのが、冒頭に戻るけれども、あくまで個別法だというふうにスキームをこしらえてスタートするのであったら、細部にわたってもうちょっと明確にしなければならぬ。2段階にわたって施行していくような、細部を規則にゆだねっていくという方法もある。条例というのは体裁があつたりして、大神奈川くらいになれば、こ券にかかわるようなものもある。でも、もうそんなことを言っていられない。解釈的なことで本来は規則で規定するようなことを、条例に入れてもいいんです。なおかつ国がキャップ・アンド・トレードをやるかやらないかまだ分からないような中で、精一杯、都道府県がそういった国の姿勢にあらがいがながら、地方として一歩踏み出していこうということなのだもの、それに欠けているのだもの。賛意なんて示せない。どこに皆さん方の考えがあるの

か。個別法のところは意義がずれているし、キャップ・アンド・トレードとといったって、それは知事もなかなか言わないし、代表質問の御答弁の中ではキャップ・アンド・トレードは規制が強いからやらないなんて言っているし、全然、違うではないですか。知事の雰囲気と次長の観点と。これはどういうふうにして議論を僕らが絞り込んでいっていいか、ファジーだね。

#### 環境計画課長

まずキャップ・アンド・トレードでございますが、知事が実施をしないというふうに申し上げましたのは、神奈川県内においてという意味、文脈においてでございます。また私どもの国への要望活動の中で、キャップ・アンド・トレードの導入について要望をさせていただいております。それから、八都県市の話が出ましたから、八都県市の中でもこの問題を議論しております、少なくとも計画書制度についてはできるだけ共通化したもので行っていったらどうかという議論をしておりますが、それぞれの県の事情がございまして千葉県はこの条例をまだ提出できる状況にないと、埼玉県は先週お話ししましたように今、上程中でございます。一時は東京都さんの方から首都圏地区の中でキャップ・アンド・トレードをやったらどうかという御提案がありましたが、いろいろ付いていくのが難しいというふうな事情がある県もございまして、今のところは少し長期的な意味で計画書制度をできるだけ事業に負担がないように足並みをそろえていこうというようなことで、八都県市におきましてもこの問題は真しに議論をさせていただいているということを申し上げさせていただきます。

#### 服部委員

だから、知事が受動喫煙防止条例に政治生命をかけるといっているのだから、こちらにも政治生命をかける。知事はその辺の手法を八都県市のサミットスタイルでもって協議をする。そういうふうに知事が動き始めるように、皆さん方は言った方が良くと思います。そこでなければ、条例は完結しないというストーリーなんだから。次長の御発言は、そうです、全くそうです。この条例の定めを、次長はよく分かっている。それで終わらせたくないのです。

それで、私も環境大臣の官房室に電話して聞きました、この点はどうなんだと。そうしたら、こういう御返事が返ってまいりました。私はこう官房室に聞いた。東京都のようなキャップ・アンド・トレードが神奈川県にはないんですと。東京都に続かなければ、東京都と話し合っただけでキャップ・アンド・トレードを実行したらと思いますが、環境省はいかがですかと。答えは、東京都と神奈川県が連携して同じ制度を運用するのは意義がありますと、こういう御返事でした。僕らから言わせると、国もいかげんなところがあるのです。自分たちでやる責任もある。それは一つの国家として対外的な動きの中で、国の足腰は決めていくから、時間的な要素というのは一歩譲って認めてあげるにしてももうちょっとしっかりしなければいけないけれども、言っていることは正しい。やはり東京都と神奈川県が果たす役割というのは大きいわけです。私たち合議体の議会が考える以上に。皆さん方もそうだと思います。どうかそういう意味で、この条例を生かすも殺すも、キャップ・アンド・トレードがないことによって、それを補うものだという御答弁がごあいさつにあったくらいですから。どうかそれを念頭にして、これから事態を見守っていただきたい。現時点ではこの条例は、どうなのかなという観点があって、予算委員会等も総括質疑がありますので、結論的なことは差し控えたいと思いますが、そういう思いを今、強くするところがございます。まだまだたくさんあるのですが、時間がないので一応今日のところはこれで終わりにします。